

高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画を策定しました

基本理念 「誰もが生き生きと健やかに暮らせるまち」

計画期間 令和6～8年度の3年間

基本方針 1. 地域包括ケアの深化・推進

2. 社会参加と生きがいの推進

基本目標 ①地域支援事業の充実

地域包括支援センターの機能強化、認知症施策や在宅医療・介護連携、介護をする家族への支援を推進します。また、介護が必要な状態になる前からの介護予防事業を推進します。

②介護サービス等の基盤整備

介護が必要となった人が介護保険サービスを利用し、その人が希望する日常生活が営めるよう、介護保険サービスなどの充実と安定的な提供体制を促進します。

③福祉サービスの充実

高齢者が地域で暮らし続けられるよう、きめ細かい福祉サービスの充実を図ります。

④健康、社会参加と生きがいのづくり

高齢者が健やかで主体的に輝く人生を送ることができるよう、健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ、就労、趣味及び世代間交流活動などを推進します。

⑤安心と安全の環境づくり

情報提供や相談体制、地域で支え合う体制を充実し、一人一人の権利が守られた、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

⑥福祉のまちづくり

福祉の心を育成する福祉教育、福祉学習の充実を図り、高齢者にやさしいまちづくりを行政と市民との協働の中で推進していきます。

介護保険料の改定

第9期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、今後3年間の介護保険料を改定しました。

第8期介護保険料の年額（基準額）は、59,000円でしたが、第9期介護保険料の年額（基準額）は、65,800円となりました。

所得段階	市民税課税状況	対象者（前年の所得状況など）	保険料調整率	保険料（年額）
第1段階	世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金※ ¹ 受給者 ●合計所得金額※ ² と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.285	18,700円
第2段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.485	31,900円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.685	45,100円
第4段階	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	59,300円
第5段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	65,800円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	79,000円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.35	88,900円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.40	92,200円
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	105,400円
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	108,700円
第11段階		合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.75	115,300円
第12段階		合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	118,600円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	121,900円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	125,100円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	2.10	138,300円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.20	144,900円
第17段階		合計所得金額が600万円以上	2.30	151,500円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれで一定の要件を満たしているかかを受けている年金です。
 ※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。